

居宅療養管理指導・介護予防居宅管理指導 重要事項説明書

1 事業者（所）の概要

事業者名	つむぎクリニック
代表者名	医院長
所在地・連絡先	(住所) 岐阜市北一色2-10-23
	(電話) 070-1639-7523
	(FAX) 058-248-4897
指定を受けているサービスの種類	居宅療養管理指導・訪問看護
サービス提供地域	岐阜市・各務原市・岐南町・笠松町・山県市など

2 事業の目的および運営方針

目的	居宅療養管理指導
運営方針	<p>通院が困難な利用者に対して、利用者がより良い居宅療養が行えるように、医師が利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理を行う。</p> <p>さらに、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画策定等に必要の情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用するうえでの留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。</p>

3 従業者の勤務体制

従業者に種類	人数		通常の勤務体制
	常勤(人)	非常勤(人)	
医師	1	0	午前9:00～午後6:00
看護師	2		午前9:00～午後6:00

4 診察日および診療時間

診察日	診療時間
平日(月～金)	午後13:30～午後18:00

※土・日・祝祭日・年末年始等休診あり

5 サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導または居宅予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という）の種類	内容
1. 医師が行う居宅療養管理指導	<p>通院が困難な利用者に対して、利用者がより良い居宅療養が行えるように、医師が利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理を行う。</p> <p>さらに、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画策定等に必要の情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用するうえでの留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。</p>

(2) 費用

ア 利用料

介護保険の適応がある場合は、原則として提供された居宅療養管理指導費の1割が利用者の負担額になります。

[料金表]

居宅療養管理指導の種類	利用料金(利用者自己負担(1割)分)	
1. 医師が行う居宅療養管理指導	1回あたり	単一建物居住者：1人
		単一建物居住者：2人～9人
		単一建物居住者：10人

イ 交通費

居宅管理療養指導の提供に要する交通費は徴収していません。

ウ キャンセル料

当院では利用者の方の都合によりサービスを中止した場合のキャンセル料は徴収していません。

6 利用料等のお支払方法

毎月10日までに前月分の計算を行い、10日以降に前月分の請求を行い、領収書を発行します。

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口

・窓口責任者 三島 有子
・ご利用時間 午前9：00～午後4：30（月～金）
・ご利用方法 電話

8 利用者の方へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

当事業者は、重要事項に基づき、居宅療養管理指導のサービス内容および重要事項の説明をしました。

事業者 つむぎクリニック
所在地 岐阜市北一色2-10-23
代表者氏名 医院長 三島 隆寛
説明者 三島 有子

事業者が重要事項説明書に基づいて説明を行った居宅療養管理指導のサービス内容および重要事項の内容について同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

利用者家族 住所

氏名 印 (続柄)